

# ホール使用料

(単位 円)

区 分		使 用 料							
		基 本 使 用 料	村外 割増 使用 料	割 増 使 用 料				入場料 非徴収 の場合	冷暖房 使用料
使用 日	時 間			入場料徴収の場合					
		千円 未満	千円 以上 2千円 未満	2千円 以上 3千円 未満	3千円 以上				
平日	9:00~12:00	12,000	6,000	4,800	7,200	9,600	12,000	9,600	2,400
	13:00~16:30	21,000	10,500	8,400	12,600	16,800	21,000	16,800	4,200
	17:30~21:30	28,000	14,000	11,200	16,800	22,400	28,000	22,400	5,600
	9:00~21:30	56,000	28,000	22,400	33,600	44,800	56,000	44,800	11,200
土日 休日	9:00~12:00	15,000	7,500	6,000	9,000	12,000	15,000	12,000	3,000
	13:00~16:30	26,000	13,000	10,400	15,600	20,800	26,000	20,800	5,200
	17:30~21:30	32,000	16,000	12,800	19,200	25,600	32,000	25,600	6,400
	9:00~21:30	69,000	34,500	27,600	41,400	55,200	69,000	55,200	13,800

- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 「村外」とは、村内に居住する者、又は村内に勤務する者以外の者をいう。
- ホールの使用料は、楽屋、シャワー室の使用分を含む。
- 使用料の額は、基本使用料に割増使用料を加算した額とする。
- 超過使用時間については、次の算式に基づき算定した超過使用料を徴収する。ただし、超過時間の端数が30分未満のときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満のときはこれを1時間として算定するものとする。（使用料に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）

$$((\text{使用料} / \text{各貸出時間分}) \times 1.3) \times \text{超過時間}$$